

公取中部だより 消費生活ダイジェスト

＜令和３年７月～９月の活動状況＞

問い合わせ先：公正取引委員会中部事務所総務課 [Tel:052-961-9421](tel:052-961-9421)（直）

景品表示法を中心に、公正取引委員会中部事務所の取組を御紹介します。

※中部事務所は消費者庁と協力して相談受付、事件調査、広報活動を行っています。

1. 消費者団体に対する景品表示法クイズの配布

取引課では、消費者団体を対象に景品表示法の概要と最近の景品表示法違反事例を紹介し、広告表示等において注意する点を説明させていただく消費者セミナーを実施しています。令和３年度においても多くの消費者団体から消費者セミナーの開催依頼をいただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のような対面での実施が難しい状況にありました。そこで、よくある相談事例や違反事例を基に不当表示や過大な景品提供について「景品表示法クイズ」を作成し、消費者団体に配布しました。

集会によつての活動が難しい中、会員の皆様に配布していただき、消費者団体からは、在宅していてもできる活動の一つとして、自宅で景品表示法クイズに楽しく挑戦したというお声をいただきました。

2. 景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は、消費者庁長官からの委任を受け、景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして、消費者庁長官は、これら調査等を踏まえ、措置命令を行う（第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。中部事務所が調査を行い、令和3年7月～9月の期間中に指導が行われた案件は以下の1件です。

（優良誤認〔景品表示法第5条第1号〕）

A社は、空間除菌脱臭機（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、新聞折り込みチラシ等において、「新型コロナウイルスを99%除去」等と表示することにより、あたかも、本件商品を使用することにより、空気中の新型コロナウイルスを99%除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。しかし、実際には、当該表示どおりの効果が得られるとまでは認められないものであった。

3. その他

現在，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，御相談は原則電話で対応しております。景品表示法に関しては，以下の番号に電話していただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
(1)景品表示法についての相談 (2)景品表示法に違反すると思われる事実についての 情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423

中部事務所の活動概況

愛知県では、7～9月の期間中、約4割の日々が緊急事態宣言の対象になりました。事務所でも対面での面談が必要な業務で影響がでましたが、関係団体とのつながりは、むしろオンライン・Webの活用により深まり、広がっています。

まず、事業者団体のWebサイトやメールマガジンを通じた個々の事業者への情報提供については、「下請法 知っておきたい豆情報」に加えて、49団体の協力を得て、「下請法 基礎講習会」の開催案内をしました。同時に、このオンライン講習会については、大人数が参加できるウェビナー（ウェブセミナー）方式に切り替えました。今後、「最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ」の防止においても、オンライン・Webを活用した連携が重要になってきます。

また、地方公共団体に関しては、今年度の、「官製談合防止法 研修会」の受講者数は、オンライン方式が定着するなかで大幅に増加する見込みです。各地の消費生活センターには、定期的に、メールにより景品表示法関連の情報を届けることになりました（今回は空間除菌脱臭機など）。農協等に対しては、オンラインで講師役を務めるなど独占禁止法コンプライアンス研修のお手伝いをしました。

さらに、こうしたオンライン・Webでの連携に加えて、集会活動が困難な消費者団体に対して、自宅で手に取ることができる「景品表示法クイズ」（紙）を

配布しました。下請法の相談業務（電話）においても、各地の弁護士会の協力を得て、相談者の意向に応じて地元の弁護士会を紹介しています。

一方、事務所内では、オンラインによる研修として、総務課長が講師となり、これまでの業務における体験談等について話をしました。テレワークが浸透し一堂に会する機会がなくなるなかで、ベテラン職員の経験や知見が中堅・若手職員等と共有されるよう取り組んでいます。